

5-1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		外	-
			274,755,661
		3,996	
	相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		3,257,918
		117	
債 務 控 除 額		2,138	17,527,948
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		517	2,297,723
課 税 価 格		4,013	262,783,354
相 続 税 額	算 出 税 額		33,179,892
	2 割 加 算 額		408,375
	計	実	33,588,268
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税		118,049
	配 偶 者		7,164,145
	未 成 年 者		12,625
	障 害 者		157,198
	相 次 相 続		582,386
	外 国 税 額		-
	計	実	8,034,403
差 引 税 額		3,342	25,553,864
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		46	211,481
小 計		3,336	25,342,384
農 地 等 納 税 猶 予 額		91	1,052,559
株 式 等 納 税 猶 予 額		3	27,509
山 林 等 納 税 猶 予 額		-	-
申 告 納 税 額	納 付 税 額		24,307,253
	還 付 税 額		44,937
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		1,506	118,470,000

調査対象等： 平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
 2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。  
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
平成 21 年分	3,767	260,254,631	32,797,575	9,511,237	3,152	19,569,732	19	44,394	1,377
平成 22 年分	3,875	254,076,992	32,011,971	8,380,752	3,288	22,356,288	25	82,987	1,439
平成 23 年分	3,886	241,495,212	25,912,304	6,431,419	3,228	17,648,906	26	72,373	1,454
平成 24 年分	3,823	246,179,500	28,858,921	6,605,086	3,181	20,273,267	24	50,732	1,437
平成 25 年分	4,013	262,783,354	33,588,268	8,034,403	3,306	24,307,253	26	44,937	1,506

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

## (3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
徳島	426	26,691,933	337	2,207,103	160
鳴門	230	13,775,906	184	1,043,080	81
阿南	94	7,012,446	74	486,244	41
川島	51	4,029,585	42	688,214	19
脇町	23	1,693,559	20	231,767	9
池田	42	2,393,327	30	139,806	16
徳島県計	866	55,596,756	687	4,796,216	326
高松	583	42,900,922	477	5,287,002	214
丸亀	170	10,317,729	143	707,205	68
坂出	80	5,432,765	67	403,554	34
観音寺	117	7,738,019	94	682,962	43
長尾	45	3,279,622	40	423,852	16
土庄	32	2,050,772	27	133,642	14
香川県計	1,027	71,719,829	848	7,638,217	389
松山	871	54,167,030	720	4,708,486	320
今治	163	11,070,922	138	943,525	56
宇和島	105	8,322,482	82	1,101,726	39
八幡浜	50	3,517,804	47	272,740	19
新居浜	113	6,215,301	95	338,563	43
伊予西条	99	5,349,282	82	264,335	39
大洲	27	1,439,782	23	53,836	11
伊予三島	74	4,989,869	66	369,002	28
愛媛県計	1,502	95,072,472	1,253	8,052,211	555
高知	360	24,198,283	307	2,210,582	135
安芸	16	892,745	13	43,970	8
南国	134	7,078,197	109	330,160	52
須崎	38	2,526,371	31	241,262	16
中村	38	3,809,451	30	797,107	14
伊野	32	1,889,250	28	197,527	11
高知県計	618	40,394,297	518	3,820,609	236
合計	4,013	262,783,354	3,306	24,307,253	1,506

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

## (4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額		
		人	千円	人	千円	人	
本年分	申 告 額	4,014	262,173,452	3,311	24,257,443	1,506	
	修正申告による増差額	69	865,938	97	92,604	53	
	更正による増差額	-	-	-	-	-	
	更正等による減差額	22 △	256,036	37 △	42,794	17	
	決 定 額	-	-	-	-	-	
	計	実 4,013	262,783,354	実 3,306	24,307,253	実	1,506
過 年 分	申 告 額	206	9,069,261	184	400,593	90	
	修正申告による増差額	828	9,677,673	1,064	1,809,722	465	
	更正による増差額	1	56,127	1	13,902	1	
	更正等による減差額	190 △	1,580,313	219 △	393,177	118	
	決 定 額	2	39,834	2	1,537	2	
	計	実 1,215	17,262,582	実 1,450	1,832,578	実	598
合 計	申 告 額	4,220	271,242,713	3,495	24,658,037	1,596	
	修正申告による増差額	897	10,543,611	1,161	1,902,325	518	
	更正による増差額	1	56,127	1	13,902	1	
	更正等による減差額	212 △	1,836,349	256 △	435,971	135	
	決 定 額	2	39,834	2	1,537	2	
	計	実 5,228	280,045,936	実 4,756	26,139,831	実	2,104

調査対象等： 「本年分」は平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成24年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成25年11月1日から平成26年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成23年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成25年7月1日から平成26年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	17	2,554	50	16,563	2	3,602
過 年 分	719	126,036	173	53,481	64	87,793
合 計	736	128,590	223	70,044	66	91,394

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5 - 2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	うち		納付税額	法定相続人の数
			相続時精算課税適用財産価額	暦年課税分贈与財産価額		
1 億円以下	455	37,972,931	1,012,582	297,971	601,056	1,034
1 億円超	712	97,462,962	923,849	873,363	4,225,019	2,134
2 "	179	42,647,777	268,597	316,507	4,126,277	588
3 "	110	41,335,372	444,548	237,585	5,261,862	400
5 "	29	16,786,150	120,774	344,283	2,820,227	91
7 "	12	9,931,350	-	44,948	2,477,613	35
10 "	8	10,731,839	459,740	46,969	2,734,195	32
20 "	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-
50 "	1	5,305,071	-	90,856	2,011,194	3
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	1,506	262,173,452	3,230,090	2,252,482	24,257,443	4,317

調査対象等： 平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

## (2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格 階級	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
1億円以下	9	95	161	143	47	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	2	53	168	284	152	39	9	4	1	-	-	-
2 "	1	16	27	70	42	12	6	1	1	2	-	1
3 "	-	6	10	40	32	13	5	3	-	-	1	-
5 "	-	1	5	15	5	3	-	-	-	-	-	-
7 "	-	2	1	6	2	1	-	-	-	-	-	-
10 "	-	-	2	1	3	-	1	1	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	12	173	374	560	283	68	21	9	2	2	1	1

(注) この表は、「(1)人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	607	18,051,187
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	504	6,307,022
	宅地（借地権を含む。）	1,379	69,012,238
	山林	375	411,133
	その他の土地	387	6,823,142
	計	実 1,409	100,604,722
家屋、構築物		1,350	14,512,836
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	164	334,268
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	24	313,858
	売掛金	29	84,210
	その他の財産	85	889,452
	計	実 230	1,621,788
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	237	12,312,430
	同上以外の株式及び出資	946	14,479,367
	公債及び社債	360	6,055,094
	投資・貸付信託受益証券	516	10,120,037
	計	実 1,168	42,966,928
現金、預貯金等		1,501	80,723,077
家庭用財産		908	427,410
その他の財産	生命保険金等	415	11,671,169
	退職手当金等	93	3,667,565
	立木	157	197,624
	その他の	1,256	17,656,620
	計	実 1,307	33,192,978
合計		実 1,505	274,049,739
相続時精算課税適用財産価額		91	3,230,090
債務等	債務	1,285	14,532,367
	葬式費用	1,473	2,826,491
	計	実 1,489	17,358,859
差引純資産価額		1,506	259,920,970
暦年課税分贈与財産価額		289	2,252,482
課税価格		1,506	262,173,452

調査対象等：平成25年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成26年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。